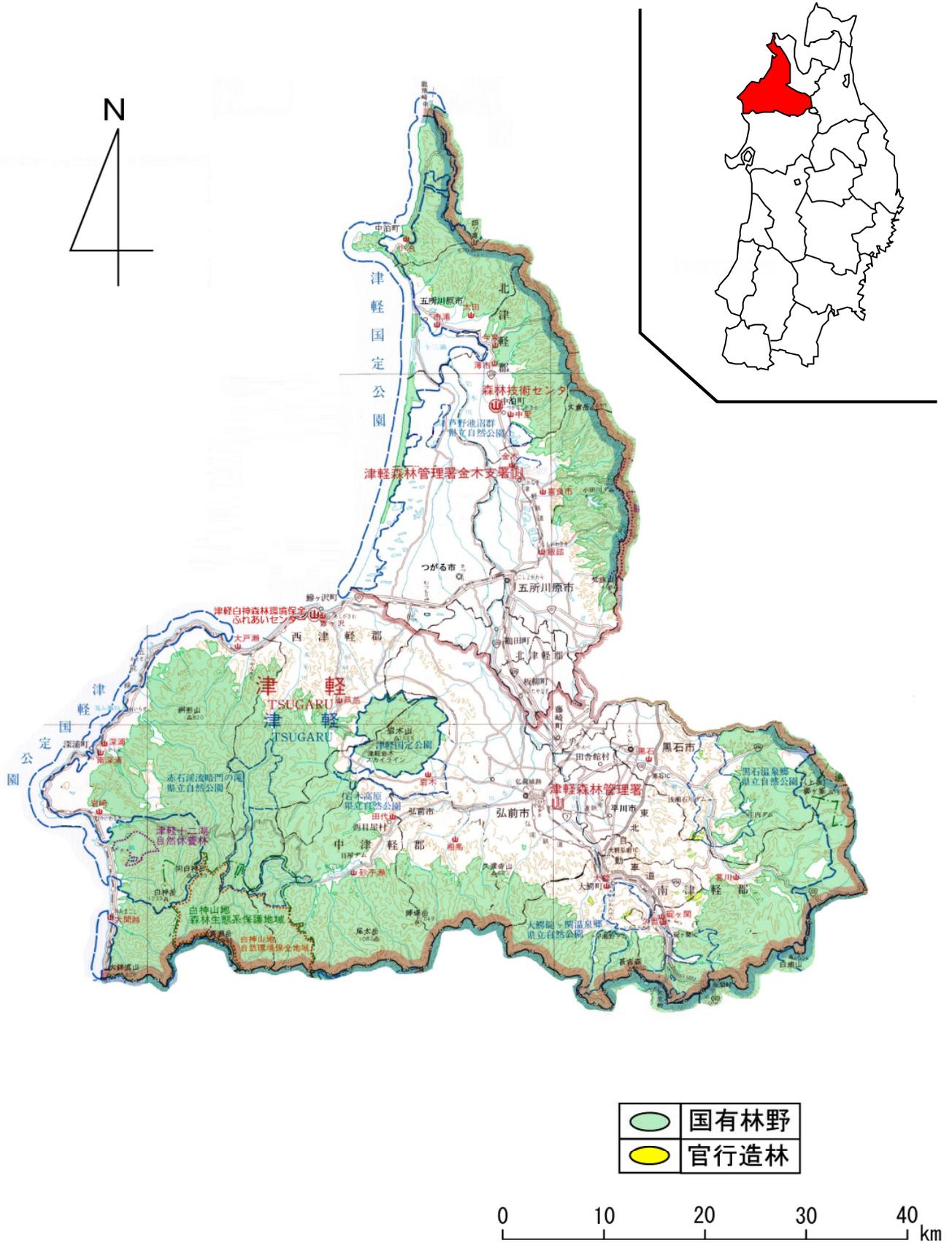


津軽国有林の地域別の森林計画書
(津軽森林計画区)

計画期間 自 平成24年4月1日
至 平成34年3月31日

東北森林管理局

津軽森林計画区的位置図



目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	3
3	計画樹立に当たっての基本的考え方	4
II	計 画 事 項	
第 1	計画の対象とする森林の区域	5
第 2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
1	森林の整備及び保全の目標	
	その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1)	森林の整備及び保全の目標	6
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	8
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
第 3	森林の整備に関する事項	12
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	12
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
(2)	立木の標準伐期齢	13
2	造林に関する事項	14
(1)	人工造林に関する基本的事項	14
(2)	天然更新に関する基本的事項	15
3	間伐及び保育に関する事項	16
(1)	間伐の標準的な方法	16
(2)	保育の標準的な方法	17
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
(1)	公益的機能別施業森林の区域及当該区域内における施業の方法	18
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	20
(1)	林道（林道専用道を含む。以下同じ）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	20
(2)	効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	20
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を 特定する森林の所在及びその方法	21

(4) その他必要な事項	-----	21
6 森林施業の合理化に関する事項	-----	22
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	22
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	----	22
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	-----	22
第4 森林の保全に関する事項	-----	23
1 森林の土地の保全に関する事項	-----	23
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	-----	23
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	-----	23
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	-----	24
2 保安施設に関する事項	-----	25
(1) 保安林の整備に関する事項	-----	25
(2) 保安施設地区に関する事項	-----	25
(3) 治山事業に関する事項	-----	25
(4) その他必要な事項	-----	25
3 森林の保護等に関する事項	-----	26
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	26
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	-----	26
(3) 林野火災の予防の方針	-----	26
(4) その他必要な事項	-----	26
第5 計画量等	-----	27
1 伐採立木材積	-----	27
2 間伐面積	-----	27
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	27
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	28
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	31
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	31
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	--	31
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	32
第6 その他必要な事項	-----	34
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	--	34
別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	-----	49

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況 -----	52
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
	(2) 地況（気候）	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
2	森林の現況 -----	55
	(1) 齢級別森林資源表	
	(2) 制限林普通林別森林資源表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 制限林の種類別面積	
	(5) 樹種別材積表	
	(6) 荒廃地の面積	
	(7) 森林の被害	
3	林業の動向 -----	67
	(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(2) 林業事業体等の現況	
	(3) 林業労働力の概況	
	(4) 林業機械化の概況	
4	前期計画の実行状況 -----	71
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 林道の開設又は拡張の数量	
	(4) 保安施設の数量	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林） -----	72
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移 -----	72
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首別資源表	
7	その他 -----	74
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

本森林計画区は、青森県の北西部に位置し、東側は東青森林計画区、南側は米代川森林計画区に接し、弘前市などの5市4町2村を包括する区域である。

(2) 自然的背景

ア 地 勢

本森林計画区は、奥羽山脈の北端に位置し、岩木川流域、津軽半島西部地域及び西海岸地域に分けられる。

中央部には主な山岳として最高峰岩木山(1,625m)、櫛ヶ峰(1,517m)及び横岳(1,340m)があり、平野部は肥沃な水田地帯をなしている。

北の津軽半島西部地域には四ッ滝山(670m)、大倉岳(677m)、梵珠山(468m)等の低山が、西海岸地域には白神岳(1,235m)、魔須賀岳(1,012m)等の急峻な山岳があり、屏風山は著しく発達した砂丘となっている。

主な河川は、岩木川並びにその支流である平川及び浅瀬石川が秋田県境及び八甲田連峰を源流として津軽平野を北上して日本海に注ぎ、津軽半島西部においては今泉川、金木川、小田川等の小河川が岩木川に合流している。また、西海岸地域では、中村川、赤石川、追良瀬川、笹内川等が日本海に注いでいる。

イ 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、主として第三紀系の砂岩、凝灰岩、頁岩などが分布している。

本森林計画区の土壌は褐色森林土が過半を占めているが、ヒバ林やそれより標高が高い箇所には乾性又は湿性ポドゾル土壌が見られる。

ウ 気 候

本森林計画区は一般に多雨多雪であるが、年平均気温は10℃前後、年降水量は津軽半島の黒石市と五所川原市の平野部を主とした地域は1,000mm～1,300mmと比較的少なく、秋田県境の平川市、深浦町では1,500mm～1,600mmと多い。

エ 林 況

① 人工林

人工林面積は51千haで、立木地面積151千haの34%を占めている。

また、人工林蓄積は9,187千m³で、総蓄積24,252千m³の38%を占めており、樹種別ではスギが77%、カラマツが11%、マツが6%を占めている。

齢級配置は、8齢級～10齢級が全体の54%を占めており、偏ったものとなっている。

② 天然林

天然林は100千haで、立木地面積の66%を占めており、ヒバ林及びブナを主とする広葉樹林に大別される。

なお、八甲田山系の櫛ヶ峰の標高900m以上にはコメツガを混交するアオモリトドマツ林が見られる。

また、鱒ヶ沢町の矢倉山国有林には、天然生スギの北限といわれる矢倉スギがある。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は335千haで、青森県の総面積の38%を占めている。

土地の利用状況は森林が212千haで計画区面積の約63%を占め、農地が約21%（水田約12%）、その他が約16%となっている。

イ 地域産業の概要

本森林計画区内の就業者総数は220,492人で、その産業別の就業割合は、第1次産業21%、第2次産業21%、第3次産業58%となっている。

純生産額は9,588億円で、第1次産業7%、第2次産業17%、第3次産業76%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別就業者数では1%、純生産額では2%となっている。

ウ 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は159千haであり、計画区総面積335千haの47%、森林面積212千haの75%を占めており、国有林の土地占有率が極めて高い地域となっている。

また、ヒバについては、資源の供給のほとんどを国有林材に依存しており、ヒバの持続的、安定的供給が強く要請されている。

なお、本森林計画区の国有林は、白神山地世界遺産地域、十和田八幡平国立公園、津軽国定公園等を含むとともに、津軽平野の水源地として重要な役割を担っている。

2 前期計画の実行結果の概要及びその評価

前期計画の前半5ヵ年（平成19年度～平成23年度）の実行結果の概要については、下表のとおりである。

主伐及び間伐については、概ね計画どおりの実績となった。

人工造林については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、計画期間の後半に主伐を実施し更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、薪炭材生産の減少による更新面積の減少と、天然更新の完了を確認するまで一定の期間を設けることとしたため、計画を下回る実績となった。

林道の開設については、林道以外の路網整備を推進し間伐等の森林整備を積極的に実施した結果、計画を下回る実績となった。

林道の拡張（改良）については、当初見込まれていなかった災害への対応等により計画を上回る実績となった。

保安施設事業等の実施については、豪雨等の災害の発生により、山地災害防止機能の維持増進及び下流域の保全を目的として当初見込まれていなかった箇所を実行し、また地球温暖化対策に資するための本数調整伐を積極的に推進したため、計画を上回る実績となった。

○前期計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

項目	計 画	実 行
伐採立木材積	952 千m ³	853 千m ³ (90)
主伐	296 千m ³	286 千m ³ (97)
間伐	656 千m ³	566 千m ³ (86)
造林面積	1,113 ha	368 ha (33)
人工造林	462 ha	161 ha (35)
天然更新	651 ha	191 ha (29)
林道等の開設又は拡張	開設：55.5km 拡張：2 箇所	開設：9.8km (18) 拡張：29 箇所
保安林等の整備	指定： ha 解除： ha	指定： ha() 解除： 9 ha
水源かん養	指定： ha 解除： ha	指定： ha() 解除： 9 ha
災害防備	開設： ha 拡張： ha	指定： ha() 解除： ha
保健、風致の保存等	開設： ha 拡張： ha	指定： ha() 解除： ha
治山事業	117 地区	136 地区

注1 () 内数値は計画量に対する実行量の割合 (%) である。

注2 林道及び治山事業は10ヵ年の計画量である。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎えつつある。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件及び国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むことが必要である。

この計画においては、上記のような基本的考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにするものである。

なお、計画の樹立にあたっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特性及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮するものである。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積 単位 面積：ha

市町村	面積	備考
総数	158,746.96	
弘前市	14,971.25	
黒石市	8,818.93	
五所川原市	15,789.04	
つがる市	922.01	
平川市	20,249.08	
鱒ヶ沢町	19,225.19	
深浦町	37,053.01	
西目屋村	20,503.49	
大鱒町	7,673.81	
中泊町	13,541.15	

- 注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、青森事務所、津軽森林管理署及び金木支署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全面的に水源涵養機能^{かん}の維持増進を図ることとする。また、全般に積雪量が多く、地質的にも脆弱^{ぜい}な山地が多いため、山地災害防止／土壤保全機能の維持増進に配慮し、間伐等の適切な実施や天然力を活用した施業を主体とした森林整備を推進して活力ある健全な森林状態を維持することとする。

また、地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫による被害及びナラ枯れ被害の先端地域においては、未被害地域への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、本森林計画区の国有林は、白神山地世界遺産地域や十和田八幡平国立公園等、原生的あるいは優れた景観を有し、かつ社会的に注目度の高い森林も多いため、このような森林においては保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

地域を代表する樹種であるヒバについては、その資源のほとんどが国有林内に賦存しており、その永続的な利用を担保するため、公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進する中で資源の充実を図ることとする。

以上の目標の実現を図るにあたり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(山地災害防止機能/土壌保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(快適環境形成機能)

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

なお、本機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、上記の森林など属地的な発揮が期待されるものを除き、特定の森林が対象とはならない。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林の誘導の考え方

① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為^{※1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐^{※2}等により伐採し、複数の樹冠層^{※3}を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

c 天然生林^{※4}

主として天然力^{※5}を活用することにより成立させ維持する森林。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※5 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壌保全機能^{かん}の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・

分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	49,288	48,576
	育 成 複 層 林	8,137	8,535
	天 然 生 林	93,648	91,488
森林蓄積 m ³ /ha		161	174

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

また、長伐期施業を行う林分の主伐の時期は、通常の伐期齢のおおむね2倍程度に相当する林齢に達したときとする。

イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。

- a 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率、繰り返し期間によること。
- b 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮すること。

ウ 天然生林施業を行う森林

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐については、イの主伐についての留意事項によること。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として次のとおり定める。

地 区	樹 種				
	針 葉 樹				広葉樹
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	
全 域	4 5	4 0	4 0	5 5	3 0

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

① 人工造林の植栽本数

下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。

なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,500 ～ 3,000
カラマツ	2,000 ～ 2,500

② その他人工造林の標準的な方法

a 地拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

アカマツ、ヒバ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

b 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ヒバ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈り出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木に相互の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

イ 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に影響を及ぼす期間を考慮して決定することとし、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）を目安とする。

ただし、高齢級（60年生以上）の林分については、林冠の閉鎖に要する期間を考慮して、おおむね15年以上を目安とする。

ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）を目安とする。

エ 間伐率

材積間伐率は、35%を超えないものとする。

ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その限度内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施にあたっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上適切に実施する。

ア 作業時期、回数

樹種	作業別	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△									
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→		
アカマツ	下刈	人工林	○	○	○	○	△									
		天然林	◎	◎	○	○	○									
	つる切・除伐						←	○	→		←	○	→			
カラマツ	下刈	○	○	○	△											
	つる切・除伐					←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈り、△は必要に応じて実施することを示す。

イ 施業方法の基準

a 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行う。

下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとし、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に実施する。

c 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施する。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行う。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、以下の考え方に従い、別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能^{かん}の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等は除く。

② 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壤保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等は除く。

b 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

c 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等は除く。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	237	1,021
うち林業専用道	2	3

注 基幹路網は、林道、軽車道、林業専用道の計である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう別表に示す路網密度により路網を整備する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

林道の開設等に当たっては、林地の保全に留意するとともに、県と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成、強化が重要となっている。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じ優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の促進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組むものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)			
総数		140,171.23		
弘前市	6～8、11～23、25～46、 309、310、312、313、 315～337、341～374、 376～407	13,505.90	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。	
黒石市	1001～1009、1012～1047	8,770.75		
五所川原市	1～22、27～32、35、 39～43、45～67、69、 71～82、84～95、101～ 118、120～130、132～ 147、149～153、503～ 531、535、539～552、 555、556、559、560、 563～575、579	13,434.86	土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
つがる市		-		
平川市	701～746、748～802、 1048～1073、1075～1117、 (石)2、5、(岩)3	20,155.18		

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	地 区 (林班)			
鱒ヶ沢町	1～3、9、10、24、2030 ～2071、2074、2075、 2077、2084～2090	15,107.49		
深浦町	2003～2006、2008～2017、 2021～2028、3001～3018、 3020～3028、3030～3064、 3067～3083、3085～3107、 3109～3122	30,276.56		
西目屋村	101～144、146～197、 199～203	20,261.56		
大鱒町	502～508、510～512、 515～518、520、522～ 540、543～546、550～ 598、 (石)14、(大)15、(駒)12、 (長)13	7,527.31		
中泊町	201～204、206～225、 227、228、232～236、 238、301～305、307～ 312、314～320、322～ 327、329～338、343～ 370、580、583～594、 597～636、778～783	11,131.62		

(注) () 書きは官行造林地で契約者名称は次のとおり。

(石):平川市石郷財産区、(岩):平川市岩館財産区、(大):平川市大坊財産区、
(駒):大鱒町駒木財産区、(長):大鱒町長峰生産森林組合

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法
該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、火山噴火、地滑り、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫による被害及びナラ枯れ被害については、本森林計画区が被害の先端地域であることから、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、関係機関と連携の上、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

特に、白神山地世界遺産地域については、その原生的な森林生態系の保全にあたり、モニタリングや巡視などの保全管理を推進することとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,273	2,161	113	924	812	111	1,350	1,348	2
前半5ヵ年の計画量	1,104	1,067	37	460	423	37	644	644	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総量	23,947
前半5ヵ年の計画量	11,558

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総量	2,408	2,367
前半5ヵ年の計画量	1,120	385

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
開設	自動車 道	林業 専用道	弘前市	深峰沢	1.8	176	○	①		
				黒岩沢	1.9	83	○	②	延長	
				鳴ヶ沢第一	0.6	35	○	③		
				鳴ヶ沢第二	0.7	54	○	④		
				東中の川越支線	0.9	188		⑤		
				カジヤノ沢	1.5	272		⑥		
				金ヶ沢	1.6	176		⑦		
				黒森沢	1.0	127		⑧		
				マカアイギ沢	1.5	114		⑨		
				相馬支線	0.7	139		⑩		
			小計	10路線	12.2					
			五所川原市	白岩沢	1.0	87	○	⑪		
				杉林	1.8	79	○	⑫		
				惣次郎	1.5	48	○	⑬		
				小目屋沢	0.7	51	○	⑭		
				曲師沢	1.6	188	○	⑮		
				作左エ門	1.6	90	○	⑯		
				作左エ門分岐	0.8	63	○	⑰		
				笹ヶ沢分岐	0.7	46	○	⑱		
				椰子沢	1.6	122	○	⑲		
				兵部沢	1.7	101	○	⑳		
				アイハギ1号	0.9	26	○	㉑		
				アイハギ2号	1.5	36	○	㉒		
				四ツ滝分岐	1.0	20	○	㉓		
				唐川沢	1.0	62	○	㉔		
				滝ノ沢	2.7	80		㉕		
				ヨシキ	0.6	62		㉖		
				山越	0.3	20		㉗		
				浦ヶ沢	1.0	68		㉘		
				大深沢1号	0.6	45		㉙		
				大深沢2号	0.2	34		㉚		
				川倉	1.0	33		㉛		
				坪毛沢分岐	1.6	116		㉜		
				滝沢	0.9	64		㉝		
雨池沢	0.8	36			㉞					
小計	24路線	27.1								

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考			
			鱒ヶ沢町	左又沢	1.3	97	○	③⑤				
				西ノ又沢	1.8	108		③⑥				
				清水淵	1.9	281		③⑦				
			小計	3路線	5.0							
			深浦町	豊田	1.7	200	○	③⑧				
				築棒沢	1.2	313	○	③⑨	延長			
				清滝沢	2.7	310	○	④⑩				
				広戸高田	2.1	309	○	④⑪				
				樋の平	2.0	230	○	④⑫				
				板橋	0.7	86	○	④⑬				
				麩木沢第一	1.0	93		④⑭				
				門ノ沢	1.4	174		④⑮				
				小計	8路線	12.8						
			西目屋村	マミアイ沢	1.7	237	○	④⑯				
				サルキ沢	1.6	180	○	④⑰				
			小計	2路線	3.3							
			大鰐町	北ノ沢	1.4	227	○	④⑱				
				大烏沢	1.4	97	○	④⑲				
				早瀬沢	0.7	201	○	④⑳				
				大戸屋沢	1.1	123		④㉑				
			小計	4路線	4.6							
			中泊町	深沢	1.3	95	○	④㉒				
				尾別	1.8	126	○	④㉓				
				屏風沢	1.5	51	○	④㉔				
				今泉母沢	3.3	103	○	④㉕				
				湯ノ沢分岐	1.0	79	○	④㉖				
				折腰内沢	1.2	114	○	④㉗				
				宮田	0.5	21		④㉘				
				尾別	1.2	59		④㉙				
				柁葺沢	0.8	98		④㉚				
				板割沢分岐	1.4	39		④㉛				
				西板割沢分岐	1.1	43		④㉜				
				二股沢	0.3	65		④㉝				
			小計	12路線	15.4							
			合計				63路線	80.4				
			前半5カ年の計画面積				36路線	51.0				

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動 車道	林業 専用道	平川市 小計	大落前沢	0.1		○	⑥4	永久橋
				1路線	0.1				
合計				1路線	0.1				
前半5カ年の計画量				1路線	0.1				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5ヵ年の計画面積	
総数（実面積）	139,983	139,983	
水源かん養のための保安林	117,404	117,404	
災害防備のための保安林	21,203	21,203	
保健、風致の保存等のための保安林	3,478	3,478	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域			
解除	水源 かん養	西目屋 村	112、124、126、127、128、 144、145、146、160、161、 162、163、164、165、174、 180、181、182、183、186	35	津軽ダム建設工 事のため	
		計				

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5カ年の 計画		
弘 前 市	27、29～33、40、319～321、 334、336、344、345、350、 372、375、386、395	16	6	山腹工 溪間工 本数調整伐	
黒 石 市	1003、1004、1007、1008、 1018、1019、1027、1029、 1033、1038、1047	13	2	山腹工 溪間工 本数調整伐	
五所川原市	2、6～8、22、23、28～30、35、 36、39～41、49、50、53、54、 63、65、88、89、122、137、 140、145、146、151、153、 501、506、508、513～516、 518、523、525～527、530、 531、539、540、543、544、 548、550、551、556～560、 567、569、575、577、579、 638、639	49	28	山腹工 溪間工 森林造成 本数調整伐	
つ がる 市	402、448	4	2	森林造成	
平 川 市	701、702、704～707、709、 712、725、727、730、732、 738、740、741、743、766、 771、772、780、788、790、 795、1049、1051、1053、 1054、1057、1087、1097、 1103、1106、1107	30	11	山腹工 溪間工 本数調整伐	
鱒ヶ沢町	2030、2036、2045、2047～ 2049、2051、2052、2057～ 2062、2065、2066、2077～ 2079	21	4	山腹工 溪間工 本数調整伐	
深 浦 町	2010、2012、3004～3007、 3010、3011、3014、3016～ 3018、3020、3021、3024、 3026、3031、3033、3034、 3036、3038、3042、3048、 3070、3075、3097、3101、 3104、3105、3111	29	10	溪間工 本数調整伐	

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の 計画		
西目屋村	101、106、108、109、114、 116、117、123、127～129、 174、177、178、181、187、 189、199、200、202、203	20	5	山腹工 溪間工 本数調整伐	
大鱈町	502～504、508、510、511、 518、520、523、524、526、 530、535、537～539、551、 552、555、568、569、571～ 573、575、580～583、587、 592、593、596	29	13	山腹工 溪間工 本数調整伐	
中泊町	202、203、206、207、209、 210、218、220、228、233、 234、302～304、324、326、 329、346、354、355、367、 368、591、606、610、612、 613、615、623、624、626、 627、778、780	22	7	溪間工 本数調整伐	
合 計		233	88		

第6 その他必要な事項

○保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	弘前市	11～19、25～45、309、 310、312、313、315～ 337、341～374、376～ 407	11,590.94	別紙1の とおり	保安施 0.20 砂指 188.61 定特2 41.56 定特3 2,232.42
	黒石市	1001～1009、 1012～1023、 1026～1047	7,769.26		砂指 34.69 国特2 253.96 県特1 22.02 県特2 21.51 県特3 311.74
	五所川原市	3～7、22、27～32、35、 43、45～62、69、75～82、 91～95、101～103、 107、108、114、116、117、 122～130、132～141、 143～147、150、151、 153、503～505、508～ 524、539～546、548、 549、551、552、555、556、 559、560、563～575	8,100.80		保健 93.30 その他 (県史跡) 0.01
	平川市	701～746、748～802、 1048～1054、 1085～1088、1090、 1097～1102、 1106～1117、 (石)2、5、(岩)3	12,231.57		砂指 230.53 県特1 21.82 県特2 210.06 県特3 791.66
	鱒ヶ沢町	2、3、9、10、 2030、2032～2037、 2039～2044、 2047～2064、 2067～2070、 2084～2090	13,465.36		県特1 199.54 県特2 835.00 県特3 1,126.93 自環特 3,468.60 県環特 92.51

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水かん	深浦町	2005、2006、 2008～2017、 2021～2027、 3001～3018、 3020～3024、 3030～3032、 3034～3062、 3064、3067～3070、 3072～3076、 3079、3081、 3087～3106、 3109～3122	27,998.26	別紙1の とおり	砂 指 18.92 定特保 531.43 定特2 615.26 定特3 3,699.70 自環特 2,411.36
	西目屋村	101～144、146～183、 185～197、199～203	20,069.80		保安施 0.03 砂 指 79.32 県特1 287.19 県特2 816.85 県特3 383.27 自環特 1,498.32 県環特 271.06
	大鰐町	502～508、510～512、 515～518、520、 522～540、543～546、 550～565、568～598 (駒)12、(長)13、 (石)14、(大)15	7,269.59		砂 指 133.28 県特1 23.88 県特3 767.68
	中泊町	201～204、206～214、 216～218、220～222、 225、227、228、 232～236、301～305、 307～310、312、315、 326、327、329、330、 332～334、336～338、 343～370、583～590、 592、594、597～634	8,943.15		砂 指 8.28 鳥保特 221.21 定特保 221.21 定特2 20.13 定特3 805.75
	計		117,438.73		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	弘前市	26～35、37～42、44～46	1,752.97	別紙1の とおり	砂 指 1.00 鳥保特 487.76 定特保 487.04 定特1 1,226.80 定特3 39.13
	黒石市	1012～1014、 1020～1022、1024、 1025、1036、 1042～1044、	902.40		保 健 513.63 砂 指 17.58 国特保 513.63 国特2 300.05 県特1 86.02 県特3 2.70
	五所川原市	1、2、8～21、39～42、 63～67、71～74、77、 79、84～90、104、105、 106、109、110～113、 115、142、152、 505～509、511、520、 525～531、535、542、 546、547、550、569、574、 575	4,724.83		保 健 53.70 砂 指 0.50 県環特 81.69
	平川市	1055～1073、 1075～1084、1086、 1087、1089～1096、 1103～1105、	7,693.29		砂 指 77.09 保 健 1,441.57 鳥保特 1,064.00 国特保 1,120.58 国特1 25.42 国特2 1,978.24 国特3 45.18
	鱒ヶ沢町	2030、2035～2039、 2042、2046、2048、 2055～2058、2074、 2075、2077	1,313.03		定特1 36.50 県特1 194.51 県特2 71.27 県特3 100.45

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
保 健	平川市	1063、1069、1070、1079、 1080、1082～1084	1,441.57	別紙1の とおり	土 流 1,441.57 砂 指 17.67 国特保 687.10 国特2 579.85 鳥保特 621.52
	深浦町	3082～3084	687.24		砂 指 5.72 定特1 261.58 定特2 415.39 定特3 10.27
	中泊町	778～783	452.12		定特2 154.34 定特3 297.78
	計		3,478.37		
計			142,119.70		
砂 指	弘前市	27、32、33、309、310、 312、316～318、320、 322、324～326、 334～337、342、 348～353、356～358、 378～380、385、386、 392～395、398、 401～403	196.48	別紙3の とおり	水かん 188.61 土 流 1.00 定特1 1.00 定特3 14.17
	黒石市	1007～1008、 1016～1019、1036、 1039～1044	52.44		水かん 34.69 土 流 17.58 県特1 21.04

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
砂指	五所川原市	43、45～47、55、 60、62、64、67、89、 104～106、109～118、 120～122、149、 503～505、514～517、 521、522、528、529、535、 539、543、547、548、551、 563～568、571～574	335.87	別紙3の とおり	保健	28.82
					土流	0.50
	平川市	704、708～712、715、 717、719、720、 722～724、727～729、 731、732、735～737、 742、743、750、751、761、 779～781、795、 1049～1051、 1055～1058、1064、 1078、1080～1084、 1088～1090、 1097～1102、1106、 1109、1110、1113、1114、 1116	313.86		水かん	230.53
					土流	77.09
				保健	17.67	
				土崩	0.45	
				国特2	18.23	
				県特2	2.82	
				県特3	12.55	
	鯨ヶ沢町	2031～2039、2047、 2048、2053～2056、2065	103.55		県特2	59.15
	深浦町	2012～2014、2023、 2024、3009～3011、 3022、3023、 3031～3033、 3035～3046、 3048、3050、3053、3054、 3056～3058、 3061～3063、 3070～3072、 3074～3078、3082、 3083、3090、 3095～3098、3100、 3101、3109、3110、3119	423.78		水かん	18.92
					土流	51.55
					保健	5.72
					定特1	0.82
					定特2	53.53
					定特3	52.71

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
砂 指	西目屋村	101、103、108～110、 112、113、116、121、123、 124、147～149、 157～160、191～195、 200、203	81.88	別紙3の とおり	水かん	79.32
	大鰐町	502～508、510、 515～517、522～528、 533～537、539、544、 582、592、593	134.60		水かん	133.28
	中泊町	219、221～224、302、 304、309、312、314、315、 317、320、326、327、 330、351、352、369、 370、588～590、592、594	71.16		水かん	8.28
	計		1,713.62			
国特保	黒石市	1024、1025	513.63	別紙2の とおり	土 流	513.63
	平川市	1063、1066、1068～1070	1,120.58		保 健	513.63
	計		1,634.21		土 流	1,120.58
国特1	平川市	1095、1096	25.42		保 健	687.10
	計		25.42		鳥保特	1,064.00
国特2	黒石市	1012～1014、 1020～1023、 1041～1044	561.41		土 流	25.42
	平川市	1062、1063、 1065～1068、1072、 1075～1084、1088、 1089、1095、1096	1,997.64		水かん	253.96
	計		2,559.05		土 流	300.05
国特3	平川市	1089、1091、1093、1096	45.18		土 流	1,978.24
	計		45.18		保 健	579.85
計			4,263.86		土 崩	37.49
					砂 指	18.23

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)		
	市 町 村	区 域 (林 班)					
定特保	弘前市	27~35、37、38、41、42、 44~46	487.76	別紙2の とおり	土 流	487.04	
					鳥保特	487.76	
	深浦町	3089、3091、3092、3099、 3109、3111、3113、3120、 3121	531.43		水かん	531.43	
	中泊町	632~634、636、 775~777	510.24		水かん	221.21	
	計		1,529.43			土 崩	37.57
定特1					鳥保特	493.40	
	弘前市	26~35、37~42、 44~46	1,243.95				
	五所川原市	579	52.39	土 流	1,226.80		
	鮭ヶ沢町	2074、2075、2077	36.50	砂 指	1.00		
	深浦町	3082、3084	274.21	土 崩	52.35		
	中泊町	580、635、636	122.65	土 流	36.50		
	計		1,729.70	保 健	261.58		
定特2					砂 指	0.82	
	弘前市	25	47.97	土 崩	60.07		
	五所川原市	501、638、639	177.93				
	つがる市	402、410、413、418、422、 426、430、434、437、442、 443、446、448	421.26	水かん	41.56		
	深浦町	3074、3076~3079、 3082~3084、 3086~3089、3091、 3092、3109、3110、3112、 3113、3119、3120	1,237.51	防 風	158.23		
	中泊町	594、601、602、607、609、 611、614、616~618、 620、626、628、629、631、 780、783	354.55	特 母	5.35		
	計		2,239.22	防 風	420.69		
定特3	弘前市	25~46	2,328.88	水かん	2,232.42		
				土 流	39.13		
				砂 指	14.17		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
定特3	つがる市	402、410、413、418、422、 426、430、434、437、442、 443、446	500.75	別紙2の とおり	防 風 497.86
	鱒ヶ沢町	2074～2079	1,498.21		
	深浦町	3045、3070～3081、 3083～3091、 3109～3113、3119	5,337.30		水かん 3,699.70 土 流 596.26 保 健 10.27 砂 指 52.71
	中泊町	592、594、595、596、608、 609、612、613、615、 617～627、629～631、 635、636、778、779、781、 782	1,484.38		水かん 805.75 保 健 297.78 砂 指 0.28
	計		11,149.52		
計			16,647.87		
県特1	弘前市	22	5.50		
	黒石市	1036	108.94	水かん 22.02 土 流 86.02 砂 指 21.04	
	平川市	725、727	23.41	水かん 21.82	
	鱒ヶ沢町	2038、2043、 2053～2055、2062	426.16	水かん 199.54 土 流 194.51	
	西目屋村	169～173	287.19	水かん 287.19	
	大鱧町	565	23.88	水かん 23.88	
	計		875.08		
県特2	黒石市	1028	22.00	水かん 21.51	
	平川市	728～730、741、778、 779、788	231.55	水かん 210.06 砂 指 2.82	
	鱒ヶ沢町	2036～2043、 2053～2061	1,080.59	水かん 835.00 土 流 71.27 砂 指 59.15	
	西目屋村	162～166、169～174、 180、181	820.55	水かん 816.85	
	大鱧町	572、586	33.36	特 母 17.49	
	計		2,188.05		
	県特3	弘前市	22	58.85	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
県特3	黒石市	1028、1036、1037	323.96	別紙2の とおり	水かん	311.74
					土流	2.70
	平川市	724、725、727～731、 778、779、786、788、795、 (新)1、(尾)7、8	832.31		水かん	791.66
					砂指	12.55
	鱒ヶ沢町	2038、2042、2043、 2053～2056、2061、2062	1,257.45		水かん	1,126.93
					土流	100.45
	西目屋村	165、166、169、171、174、 180、181	384.09	水かん	383.27	
	大鰐町	565、569～572、 581～586	819.43	水かん	767.68	
				土流	32.60	
				砂指	1.28	
	計		3,676.09			
	計		6,739.22			
自環特	鱒ヶ沢町	2044、2063、2064、 2084～2087、2089、 2090	3,468.60	別紙3の とおり	水かん	3,468.60
	深浦町	3115～3118、 3120～3122	2,411.36		水かん	2,411.36
	西目屋村	152、154、155、167、168、 170、171	1,498.32		水かん	1,498.32
	計		7,378.28			
県環特	五所川原市	542、546、569、574、575	81.69		土流	81.69
	鱒ヶ沢町	2048、2051	92.51		水かん	92.51
	西目屋村	120、121、131～133	271.10		水かん	271.06
	中泊町	606、610	12.75		土流	12.75
	計		458.05			
鳥保特	弘前市	27～35、37、38、41、42、 44～46	487.76		土流	487.76
					定特保	487.76
	平川市	1066、1068～1070	1,064.00		土流	1,064.00
				保健	621.52	
				国特保	1,064.00	
	中泊町	632～634、636、 775～777	493.40		水かん	221.21
					土崩	22.50
					定特保	493.40
	計		2,045.16			

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
特 母	五所川原市	638	5.35	別紙3の とおり	防 風 5.35
	鯨ヶ沢町	2045	4.72		定特2 5.35
	大鱧町	586	17.49		県特2 17.49
計			27.56		
県史跡	五所川原市	30	0.01		水かん 0.01
計			0.01		
合 計			181,393.56		

注1 () 書きは官行造林地で契約者名称は次のとおり

(石):平川市石郷財産区、(岩):平川市岩館財産区、(大):平川市大坊財産区、
(駒):大鱧町駒木財産区、(長):大鱧町長峰生産森林組合、(新):平川市新屋財産区、
(尾):平川市(旧尾上町)

注2 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおりである。

水かん＝水源かん養保安林	定特保＝国定公園特別保護地区
土 流＝土砂流出防備保安林	定特1＝国定公園第1種特別地域
土 崩＝土砂崩壊防備保安林	定特2＝国定公園第2種特別地域
干 害＝干害防備保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
防 風＝防風保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
保 健＝保健保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
保安施＝保安施設地区	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
砂 指＝砂防指定地	自環特＝自然環境保全地域特別地区
国特保＝国立公園特別保護地区	県環特＝都道府県自然環境保全地域特別地区
国特1＝国立公園第1種特別地域	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
国特2＝国立公園第2種特別地域	特 母＝特別母樹林
国特3＝国立公園第3種特別地域	県史跡＝県条例に基づく史跡名勝天然記念物

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度に関する覚書について」（昭和49年10月9日付け49-405林野庁指導部長）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「青森県自然環境保全条例」（昭和48年7月10日青森県条例第31号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。
県条例に基づく史跡 名勝天然記念物	「青森県文化財保護条例」（昭和50年12月22日青森県条例第46号）で定めるところによる。

計 画 事 項 の 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	施業方法	
総数		158,507.33		
市町村別内訳	弘前市	6～8、11～46、309、310、312、313、315～337、341～407	14,971.25	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	黒石市	1001～1009、1012～1047	8,818.93	
	五所川原市	1～67、69、71～95、101～118、120～153、501～531、535～537、539～579、638、639	15,77.76	
	つがる市	402、410、413、418、422、426、430、434、437、442、443、446、448	922.01	
	平川市	1～5、7、8、701～746、748～802、1048～1073、1075～1117	20,155.56	
	鱒ヶ沢町	1～5、9、10、24、2030～2079、2084～2090	19,225.19	
	深浦町	2001～2028、3001～3107、3109～3122	37,053.01	
	大鰐町	11～20、502～512、515～518、520、522～540、543～546、550～598	7,538.98	
	西目屋村	101～197、199～203	20,503.49	
	中泊町	201～238、301～305、307～312、314～320、322～327、329～371、580～636、775～783	13,541.15	

注 森林の区域（林小班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

2 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	施業方法	
総数		44,946.84		
市町村別内訳	弘前市	6～8、11～13、17～21、26～35、37～42、44～46、309～310、312、316～318、320、322、324～326、333～337、342、348～353、356～358、363、369、378～380、385～386、390、392～395、397、398、401～403	2,913.63	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	黒石市	1006、1008、1012～1014、1016～1025、1030、1036、1038～1047	2,657.52	

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	施業方法	
市町村別 内訳	五所川原市	10、11、16、39～43、45～49、51、52、54～67、 71～80、84～90、104～106、109～118、120～ 122、142、143、146、148、149、152、501、503～ 509、511～522、525～531、535、539～569、571 ～575、579、639	5,001.70	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	つがる市	402、410、418、422、430、434	3.34	
	平川市	704、708～724、727～733、735～737、741～ 743、748～761、765～768、770～773、776～ 783、785～795、1049～1073、1075～1084、 1086～1106、1108～1116	12,003.98	
	鱒ヶ沢町	1～4、9、10、2030～2040、2042、2046～2048、 2051、2053～2058、2065～2067、2072～2075、 2077	2,592.51	
	深浦町	2005、2006、2008、2009、2012～2017、2021～ 2025、2028、3009～3011、3013、3015～3018、 3020、3022～3028、3030～3033、3035～3046、 3048、3050、3054、3056～3058、3060～3063、 3070～3083、3087～3092、3095～3101、3103、 3105～3107、3109～3113、3115、3116、3119～ 3121	11,315.35	
	西目屋村	101、103、108～110、112～114、116～119、 121、123～125、127～139、142～144、147～ 149、157～160、179、182～184、191～195、 200、202、203	3,681.29	
	大鱒町	502～508、510、515～517、522～540、543、 544、546、556、557、560、563～568、574～580、 582、583、586～590、592、593、596～598	2,438.54	
	中泊町	209～212、215～217、219、221～224、238、 301、302、304、307～309、311、312、314～320、 322～327、330～332、335、336、349、351、352、 361、369、370、580、588～597、599、606、610、 614、616、619、629、635、636、776～778、782	2,338.98	

注 森林の区域（林小班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

② 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		1,073.09	
市 町 村 別 内 訳	五所川原市	501,638,639	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	つがる市	402,410,413,418,422,426,430,434,437, 442,443,446,448	

注 森林の区域(林小班)は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

③ 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		38,807.31	
市 町 村 別 内 訳	弘 前 市	22,25~35,37~42,44~46,316,320,326, 332~337,390,395,397,407	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	黒 石 市	1012~1014,1020~1025,1028,1030,1036, 1037,1041~1045	
	五所川原市	8~13,16,17,19,20,27,28,32,104,106~ 110,113,115,118,121,122,142~149,542, 546,569,574,575,638	
	平 川 市	725~728,1062,1063,1065~1070,1072, 1075~1079,1081~1084,1089,1091,1093, 1095,1096	
	鱒ヶ沢町	2036~2045,2048,2051~2064,2074~2079, 2084~2090	
	深 浦 町	3036,3038,3041,3042,3046,3079,3082~ 3085,3087~3089,3091,3092,3097,3099~ 3101,3104,3109~3122	
	西目屋村	107,116~122,131~133,140~142,149~ 160,162~181	
	大 鱒 町	543,565,572,586	
	中 泊 町	219,221,346,596,601,602,606~608,610~ 634,636,775~783	

注 森林の区域(林小班)は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha 比率:%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	335,071	211,893	158,747	53,146	63
弘 前 市	52,412	23,499	14,971	8,527	45
黒 石 市	21,696	14,487	8,819	5,668	67
五所川原市	40,456	21,784	15,789	5,995	54
つ がる 市	25,385	3,883	922	2,961	15
平 川 市	34,581	25,902	20,249	5,653	75
鱒ヶ沢町	34,229	27,042	19,225	7,817	79
深 浦 町	48,885	44,260	37,053	7,206	91
西目屋村	24,605	22,769	20,503	2,265	93
藤 崎 町	3,726	0	-	-	0
大 鰯 町	16,341	12,891	7,674	5,217	79
田舎館村	2,231	0	-	-	0
板 柳 町	4,181	0	-	-	0
鶴 田 町	4,640	120	-	120	3
中 泊 町	21,633	15,258	13,541	1,717	71

注1 区域面積は、国土地理院「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 国有林面積は、林野庁所管面積(官行造林を含む)で、民有林面積は地域森林計画対象面積

(2) 地況(気候)

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
弘 前	33.8	-9.0	10.5	1,254	83	
黒 石	32.9	-11.7	10.2	1,049	-	
五所川原	33.5	-10.1	10.5	1,261	84	
市 浦	31.7	-9.7	10.3	1,435	-	
鱒ヶ沢	31.4	-7.8	10.6	1,375	60	
深 浦	31.5	-7.3	10.9	1,493	42	
碓ヶ関	33.4	-12.8	9.4	1,602	86	

資料 気象庁(2001~2010年までの10年平均)

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森林	農地			その他
			総数	うち田	うち畑	
総 数	335,071	211,893	68,766	41,342	27,414	54,412
弘 前 市	52,412	23,499	14,800	4,650	10,100	14,113
黒 石 市	21,696	14,487	3,700	1,780	1,920	3,509
五所川原市	40,456	21,784	9,690	7,390	2,300	8,982
つ が る 市	25,385	3,883	14,400	11,500	2,940	7,102
平 川 市	34,581	25,902	5,170	2,660	2,520	3,509
鱒ヶ沢町	34,299	27,042	3,360	1,980	1,380	3,897
深 浦 町	48,885	44,260	1,810	1,020	796	2,815
西目屋村	24,605	22,769	416	216	200	1,420
藤 崎 町	3,726	0	2,540	1,700	84	1,186
大 鱒 町	16,341	12,891	1,610	41	1,190	1,840
田舎館村	2,231	0	1,450	1,150	298	781
板 柳 町	4,181	0	3,040	1,610	1,430	1,141
鶴 田 町	4,640	120	2,980	1,890	1,080	1,540
中 泊 町	21,633	15,258	3,800	3,380	420	2,575

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査」(平成22年)による。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総生産	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	958,753	69,676	65,197	1,333	3,146	165,661	723,417
弘 前 市	468,476	20,144	19,781	231	132	63,705	384,627
黒 石 市	69,992	4,550	4,379	155	16	16,165	49,278
五所川原市	127,253	7,004	6,199	183	622	22,095	98,153
つ が る 市	61,019	10,765	10,705	49	11	9,156	41,097
平 川 市	66,449	6,711	6,567	144	0	22,262	37,476
鱒ヶ沢町	21,682	2,388	2,011	156	221	2,508	16,785
深 浦 町	15,954	2,201	675	150	1,376	3,169	10,584
西目屋村	5,531	353	340	13	0	2,331	2,849
藤 崎 町	26,955	2,964	2,964	0	0	5,024	18,969
大 鱒 町	18,756	1,955	1,848	107	0	2,452	14,349
田舎館村	13,892	1,501	1,492	9	0	4,200	8,190
板 柳 町	23,307	3,083	3,083	0	0	2,658	17,566
鶴 田 町	21,446	3,114	3,112	2	0	6,567	11,763
中 泊 町	18,041	2,943	2,041	134	768	3,369	11,731

資料 青森県「H20市町村内総生産」

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	魚 業		
総 数	220,492	46,743	44,975	407	1,361	44,916	126,295
弘 前 市	82,965	11,981	11,934	44	3	13,773	54,992
黒 石 市	19,375	3,355	3,311	43	1	5,073	10,845
五所川原市	27,868	4,596	4,373	56	167	6,196	16,922
つがる市	18,963	6,285	6,143	16	126	3,901	8,763
平 川 市	18,556	4,876	4,840	31	5	4,452	9,204
鱒ヶ沢町	5,786	1,390	1,240	49	101	1,227	3,166
深 浦 町	4,770	1,262	624	43	595	1,213	2,295
西目屋村	858	305	298	5	2	215	338
藤 崎 町	8,540	2,313	2,308	5	0	1,814	4,413
大 鰐 町	5,965	1,362	1,289	73	0	1,222	3,376
田舎館村	4,499	1,109	1,104	5	0	1,084	2,305
板 柳 町	8,790	3,353	3,349	3	1	1,546	3,887
鶴 田 町	7,770	3,036	3,034	2	0	1,455	3,272
中 泊 町	5,787	1,520	1,128	32	360	1,745	2,517

資料 総務省統計局「平成17年国勢調査報告」

注 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

(面積：h a, 材積：立木は1,000 m³ 立竹は1,000束、成長量：1,000m³/年)

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	総数	158,747.82	24,252	338	251.41		331.37			665.25	20	3	935.63	57	6
	針	151,074.41	24,252	338	251.41		331.37			665.25	20	3	935.63	57	6
	広	65,773.21	11,574	240	94.18		126.74			302.03	13	2	518.94	41	4
人工林	総数	85,301.20	12,677	98	157.23		204.63			363.22	7	1	416.69	16	1
	針	51,331.72	9,187	220	122.57		133.63			313.45	13	2	517.88	41	4
	広	51,154.63	8,561	211	91.46		124.74			296.64	13	2	512.26	41	4
天然林	総数	177.09	626	9	31.11		8.89			16.81			5.62		
	針	49,215.99	8,820	214	122.57		128.67			292.87	12	2	506.00	40	4
	広	49,038.90	8,341	207	91.46		119.78			276.06	12	2	500.38	40	4
立木地	総数	177.09	479	7	31.11		8.89			16.81			5.62		
	針	(37.42)													
	広	2,115.73	367	6			4.96			20.58	1		11.88	1	
天然林	総数	2,115.73	220	3			4.96			20.58	1		11.88	1	
	針	99,742.69	15,065	118	128.84		197.74			351.80	7	1	417.75	16	1
	広	14,618.58	3,013	30	2.72		2.00			5.39			6.68		
無立木地	総数	85,124.11	12,051	88	126.12		195.74			346.41	7	1	411.07	16	1
	針	73.29	9										4.51		
	広	65.26	7										4.51		
竹林	総数	8.03	1										1.66		
	針	6,021.21	1,167	13	2.08					43.29					
	広	3,011.13	713	8						43.29					
無立木地	総数	3,010.08	454	5	2.08					308.51	7	1	411.58	16	1
	針	93,648.19	13,889	104	126.76		197.74			5.39			2.17		
	広	11,542.19	2,293	21	2.72		2.00			303.12	7	1	409.41	16	1
竹林	総数	82,106.00	11,596	83	124.04		195.74								
無立木地	面積	7,673.41													

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上層木、中層木の面積で外書。

(面積：h a, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束、成長量：1,000m³/年)

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	1,785.15	192	13	4,739.56	710	35	6,189.55	743	28	9,105.76	1,423	42	13,098.39	2,314	52
	総数	1,785.15	192	13	4,739.56	710	35	6,189.55	743	28	9,105.76	1,423	42	13,098.39	2,314	52
	針	1,317.61	167	12	4,226.75	674	34	5,569.37	693	27	8,123.18	1,284	37	11,496.88	2,059	46
	広	467.54	25	1	512.81	37	2	620.18	50	2	982.58	138	4	1,601.51	255	6
	総数	1,286.93	164	11	4,220.80	676	34	5,598.68	705	27	8,047.71	1,326	39	11,427.31	2,167	48
	針	1,288.07	163	11	4,217.36	673	34	5,567.63	693	27	8,047.71	1,277	37	11,423.97	2,052	46
	広	18.86	1		3.44	3		31.05	12		49	2	3.34	115	2	
	育単層成林	1,286.93	164	11	4,220.80	676	34	5,530.06	697	27	7,789.21	1,287	37	11,047.66	2,104	47
	針	1,288.07	163	11	4,217.36	673	34	5,499.01	689	26	7,789.21	1,256	37	11,044.32	2,016	45
	広	18.86	1		3.44	3		31.05	8		31	1	3.34	88	2	
天然林	総数	498.22	28	2	518.76	35	1	590.87	39	1	1,058.05	96	3	1,671.08	148	4
	針	49.54	4		9.39	4		1.74	7		75.47	7		72.91	7	
	広	448.68	24	1	509.37	34	1	589.13	38	1	982.58	90	3	1,598.17	140	4
	総数	38.99	3		2.17	3		17.78	2		14.35	2				
	針	38.35	3		2.17	3		3.43	1		210.83	24	1	232.67	25	1
	広	0.64						29.40	1		48.66	4		35.01	5	
	総数				6.42			0.31			162.17	20		197.66	20	
	針				5.17			29.09	1		829.44	70		1,438.41	123	
	広				1.25			561.47	38		12.46	1		37.90	3	
	総数	459.23	24	1	510.17	34	1	560.04	37	1	816.98	69	2	1,400.51	120	3
針	11.19			2.05												
広	448.04	24	1	508.12	34	1										
竹林																
無立木地																

注1 人工林及び天然林で点生木のみは林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上層木、中層木の面積で外書。

(面積：h a, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束、成長量：1,000m³/年)

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	9,564.30	1,644	28	7,197.17	1,387	20	4,244.54	763	12	2,384.20	353	6	1,797.00	281	4
		9,564.30	1,644	28	7,197.17	1,387	20	4,244.54	763	12	2,384.20	353	6	1,797.00	281	4
	総数	8,070.98	1,391	23	5,951.64	1,173	16	2,413.56	491	6	680.58	129	2	660.89	117	1
		1,493.32	252	5	1,245.53	214	4	1,830.98	272	6	1,703.62	224	4	1,136.11	164	3
	総数	8,011.03	1,505	25	5,893.58	1,252	17	2,313.88	522	6	526.67	119	1	526.45	121	1
		7,993.93	1,382	23	5,885.10	1,161	16	2,311.94	472	5	526.67	98	1	526.45	93	1
	育単層成林	17.10	123	2	8.48	92	1	1.94	50	1					28	
		7,658.81	1,450	24	5,741.34	1,227	17	2,273.31	515	6	473.73	109	1	427.67	100	1
	人工林	7,641.71	1,348	23	5,732.86	1,146	16	2,271.37	467	5	473.73	92	1	427.67	80	1
		17.10	102	1	8.48	82	1	1.94	47		(4.96)			(2.16)	20	
立木地	育復層成林	352.22	55	1	152.24	25	40.57	7			52.94	10		98.78	21	
		352.22	34	1	152.24	15	4	40.57	4		52.94	6		98.78	13	
	総数	1,553.27	138	3	1,303.59	134	3	1,930.66	241	6	1,857.53	234	5	1,270.55	160	3
		77.05	9		66.54	12		101.62	19	1	153.91	31	1	134.44	24	1
	天然林	1,476.22	129	3	1,237.05	123	3	1,829.04	222	5	1,703.62	203	4	1,136.11	136	3
	育単層成林															
	育復層成林	167.56	18	1	114.70	10	8	82.13	8		148.77	15		55.59	6	
		29.88	4		10.98	1	2	2.10	2		10.15	2		2.85		
天然生	137.68	14		103.72	9	7	80.03	7		138.62	13		52.74	5		
	1,385.71	120	3	1,188.89	124	3	1,848.53	234	6	1,708.76	219	5	1,214.96	155	3	
竹林	47.17	5		55.56	10	19	99.52	19		143.76	29		131.59	24		
	1,338.54	115	3	1,133.33	114	3	1,749.01	215	5	1,565.00	190	4	1,083.37	131	2	
無立木地																

注1 人工林及び天然林で点生木のみは林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上層木、中層木の面積で外書。

(面積：h a, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束、成長量：1,000m³/年)

区分	1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級		
	面積	材積	成長量												
	総数	1,543.34	257	4	1,671.37	261	3	2,263.37	323	4	2,522.79	407	4	2,409.46	383
総数	1,543.34	257	4	1,671.37	261	3	2,263.37	323	4	2,522.79	407	4	2,409.46	383	4
	403.84	85	1	531.17	94	1	312.14	58	1	562.41	107	1	533.55	100	1
	1,139.50	172	3	1,140.20	167	2	1,951.23	265	4	1,960.38	301	3	1,875.91	283	3
人工林	307.71	77	1	366.00	77	1	141.89	35	1	367.27	88	1	269.38	67	1
	307.71	63	1	365.75	61	1	141.89	26	1	367.27	67	1	269.38	51	1
		14		0.25	16			9			21			16	
育単層成林	264.08	65	1	246.37	55		99.02	26		240.36	60		158.48	45	
	264.08	55		246.12	49		99.02	20		240.36	50		158.48	36	
		10		0.25	6			6		(6.14)	10		(5.88)	9	
立木地	(18.28)														
	43.63	12		119.63	21		42.87	10		126.91	27		110.90	23	
	43.63	8		119.63	12		42.87	6		126.91	16		110.90	15	
天然林		4			10			4			11			8	
	1,235.63	180	3	1,305.37	184	3	2,121.48	287	4	2,155.52	320	4	2,140.08	316	3
	96.13	22		165.42	34	1	170.25	31		195.14	40	1	264.17	49	1
育単層成林	1,139.50	158	3	1,139.95	150	2	1,951.23	256	3	1,960.38	280	3	1,875.91	267	3
		1		9.84	1										
		1		5.88	1										
天然林				3.96	1										
	89.21	10		118.99	21		86.27	12		97.36	21		130.36	21	
	1.85			46.28	12		6.97	2		33.24	11		15.58	3	
天然林	87.36	9		72.71	10		79.30	10		64.12	10		114.78	18	
	1,146.42	169	3	1,176.54	162	2	2,035.21	276	4	2,058.16	299	3	2,009.72	295	3
	94.28	21		113.26	22		163.28	30		161.90	29		248.59	46	
竹林	1,052.14	149	3	1,063.28	140	2	1,871.93	246	3	1,896.26	270	3	1,761.13	249	2
無立木地															

注1 人工林及び天然林で点生木のみは林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上層木、中層木の面積で外書。

(面積：h a, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000m³ 立竹は1,000束、成長量：1,000m³/年)

区分	20 齢級			21 齢級以上				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木地	総数	2,913.22	488	4	75,461.58	12,246	65	
		総数	2,913.22	488	4	75,461.58	12,246	65
		針	776.28	159	1	13,100.49	2,740	24
	人工林	広	2,136.94	329	3	62,361.09	9,506	41
		総数	527.78	138	1	411.12	93	
		針	497.58	104	1	411.12	72	
	育単層成林	広	30.20	34				21
		総数	381.08	109	1	326.97	78	
		針	350.88	87		326.97	62	
	育複層成林	広	30.20	22			16	
総数		146.70	29		84.15	15		
針		146.70	17		84.15	10		
天然林	総数	2,385.44	350	3	75,050.46	12,153	65	
		針	278.70	55	1	12,689.37	2,668	23
		広	2,106.74	295	2	62,361.09	9,484	41
	育単層成林	総数						
		針						
		広						
	育複層成林	総数	152.01	30		4,251.91	946	8
		針	70.63	17		2,691.47	651	7
		広	81.38	13		1,560.44	294	1
	天然生	総数	2,233.43	320	3	70,798.55	11,207	57
針		208.07	38		9,997.90	2,017	17	
広		2,025.36	282	2	60,800.65	9,190	40	
竹林								
無立木地								

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上層木、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

区分	立木地										無立木地等					計			
	人工林					天然林					竹林	計	未立木地	伐採跡地	改訂地		植林地以外の地	計	
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	天然生林	計	計	計									
制限林	面積	43,270.35	1,928.99	45,199.34	60.75	2,832.31	11,127.51	14,020.57	59,219.91										
	広	142.55		142.55	8.03	2,896.90	76,652.92	79,557.85	79,700.40										
	計	43,412.90	1,928.99	45,341.89	68.78	5,729.21	87,780.43	93,578.42	138,920.31	215.24	2.68								
制限林	材積	7,262,000	202,674	7,464,674	6,930	665,028	2,205,895	2,877,853	10,342,527										
	広	429,927	132,049	561,976	1,266	435,815	11,100,437	11,537,518	12,099,494										
	計	7,691,927	334,723	8,026,650	8,196	1,100,843	13,306,332	14,415,371	22,442,021										
制限林	成長量	182,216.4	2,938.01	185,154.4	235.1	7,268.8	20,373.3	21,877.2	213,031.6										
	広	6,128.5	2,039.9	8,168.4	44.7	4,916.0	73,858.4	78,819.1	86,987.5										
	計	188,344.9	4,977.9	193,322.8	279.8	12,184.8	94,231.7	106,696.3	300,019.1										
普通林	面積	5,767.69	186.74	5,954.43	4.51	178.82	414.68	598.01	6,552.44										
	広	34.54		34.54															
	計	5,802.23	186.74	5,988.97	4.51	292.00	5,867.76	6,164.27	6,500.80										
普通林	材積	1,078,758	17,464	1,096,222	475	48,013	86,946	135,434	1,231,656										
	広	49,243	14,724	63,967		17,918	496,059	513,977	577,944										
	計	1,128,001	32,188	1,160,189	475	65,931	583,005	649,411	1,809,600										
普通林	成長量	25,065.0	349.1	25,414.1	23.3	552.2	1,077.4	1,652.9	27,067.0										
	広	686.8	391.6	1,078.4		428.9	9,009.9	9,438.8	10,517.2										
	計	25,751.8	740.7	26,492.5	23.3	981.1	10,087.3	11,091.7	37,584.2										
普通林	面積	49,038.04	2,115.73	51,153.77	65.26	3,011.13	11,542.19	14,618.58	65,772.35										
	広	177.09		177.09	8.03	3,010.08	82,106.00	85,124.11	85,301.20										
	計	49,215.13	2,115.73	51,330.86	73.29	6,021.21	93,648.19	99,742.69	151,073.55	443.73	2.68								
計	材積	8,340,758	220,138	8,560,896	7,405	713,041	2,292,841	3,013,287	11,574,183										
	広	479,170	146,773	625,943	1,266	453,733	11,596,496	12,051,495	12,677,438										
	計	8,819,928	366,911	9,186,839	8,671	1,166,774	13,889,337	15,064,782	24,251,621										
計	成長量	207,281.4	3,287.1	210,568.5	258.4	7,821.0	21,450.7	29,530.1	240,098.6										
	広	6,815.3	2,431.5	9,246.8	44.7	5,344.9	82,868.3	88,257.9	97,504.7										
	計	214,096.7	5,718.6	219,815.3	303.1	13,165.9	104,319.0	117,788.0	337,603.3										

(面積：h.a, 材積：m³、成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地										無立木地等					計						
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地								
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然林	計	竹林	計													
	面積	3,952.38	120.66	4,073.04	9.24	179.32	1,089.96	1,278.52			5,351.56												
	広	36.83		36.83		163.94	1,816.70	1,980.64			2,017.47												
	計	3,989.21	120.66	4,109.87	9.24	343.26	2,906.66	3,259.16			7,369.03	48.16										7,673.81	
大鰐町	材積	738,897	14,572	753,469	1,257	32,937	238,789	272,983			1,026,452												1,026,452
	広	56,008	8,614	64,622		28,606	281,515	310,121			374,743												374,743
	計	794,905	23,186	818,091	1,257	61,543	520,304	583,104			1,401,195												1,401,195
	成長量	16,594.5	161.2	16,755.7	32.6	237.8	2,030.9	2,301.3			19,057.0												19,057.0
	広	699.7	53.8	753.5		191.6	2,044.7	2,236.3			2,989.8												2,989.8
	計	17,294.2	215.0	17,509.2	32.6	429.4	4,075.6	4,537.6			22,046.8												22,046.8
	材積	4,535.94	73.66	4,609.60		1,047.75	2,498.84	3,546.59			8,156.19												
	広	9.60		9.60		471.40	4,076.48	4,547.88			4,557.48												
	計	4,545.54	73.66	4,619.20		1,519.15	6,575.32	8,094.47			12,713.67	48.86											12,713.67
	材積	935,830	12,330	948,160		269,465	584,205	853,670			1,801,830												1,801,830
	広	13,836	4,849	18,685		103,938	633,707	737,645			756,330												756,330
	計	949,666	17,179	966,845		373,403	1,217,912	1,591,315			2,558,160												2,558,160
	成長量	23,609.4	186.6	23,796.0		2,831.5	5,156.4	7,987.9			31,783.9												31,783.9
	広	157.3	30.6	187.9		515.6	5,143.6	5,659.2			5,847.1												5,847.1
	計	23,766.7	217.2	23,983.9		3,347.1	10,300.0	13,647.1			37,631.0												37,631.0
	面積																						
	広																						
	計																						
	材積																						
	広																						
	計																						
	成長量																						
	広																						
	計																						
	面積	49,038.04	2,115.73	51,153.77	65.26	3,011.13	11,542.19	14,618.58			65,772.35												
	広	177.09		177.09	8.03	3,010.08	82,106.00	85,124.11			85,301.20												
	計	49,215.13	2,115.73	51,330.86	73.29	6,021.21	93,648.19	99,742.69			151,073.55	443.73											158,746.96
	材積	8,340,758	220,138	8,560,896	7,405	713,041	2,292,841	3,013,287			11,574,183												11,574,183
	広	479,170	146,773	625,943	1,266	453,733	11,596,496	12,051,495			12,677,438												12,677,438
	計	8,819,928	366,911	9,186,839	8,671	1,166,774	13,889,337	15,064,782			24,251,621												24,251,621
	材積	207,281.4	3,287.1	210,568.5	258.4	7,821.0	21,450.7	29,530.1			240,098.6												240,098.6
	広	6,815.3	2,431.5	9,246.8	44.7	5,344.9	82,868.3	88,257.9			97,504.7												97,504.7
	計	214,096.7	5,718.6	219,815.3	303.1	13,165.9	104,319.0	117,788.0			337,603.3												337,603.3

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

(面積：h.a)

区分	市町村									
	弘前市	黒石市	五所川原市	つがる市	平川市	鱒ヶ沢町				
水源かん養保安林	11,590.67	7,769.26	8,100.80		12,231.57	13,465.36				
土砂流出防備保安林	1,753.24	902.40	4,724.83		7,693.29	1,313.03				
土砂崩壊防備保安林			52.35		37.49					
飛砂防備保安林										
防風保安林			158.23	918.55						
水害防備保安林										
潮害防備保安林										
干害防備保安林										
防霧保安林										
防霧保安林										
なだれ防止保安林										
落石防止保安林										
防火保安林										
魚つき保安林										
航行目標保安林										
保健保安林		(513.63)	(147.00)		(1,441.57)					
風致保安林										
計	13,343.91	8,671.66	13,273.02	918.55	19,962.35	14,778.39				
保安施設地区	(0.20)		(147.00)							
砂防指定地	(179.63)	16.85	(28.43)		(297.37)	103.55				
特別保護地区		(513.63)			(1,120.58)					
第一種特別地域					(25.42)					
第二種特別地域		(554.01)			(1,978.26)					
第三種特別地域					(45.18)					
地種区分未定地域										
計	(487.04)	(1,067.64)			(3,169.44)					
特別保護地区		0.72								
第一種特別地域	(1,227.07)	17.15	(52.35)	0.04		(36.50)				
第二種特別地域	(41.56)	6.41	(158.23)	19.70	(420.69)					
第三種特別地域	(2,276.92)	51.69		(497.86)		1,498.21				
地種区分未定地域										
計	(4,032.59)	75.97	(210.58)	19.74	(918.55)	3.46				
第一種特別地域		5.50	(108.04)		(21.82)	(36.50)				
第二種特別地域		0.49	(21.51)		1.59	(394.05)				
第三種特別地域	58.85	(314.44)	9.52		(211.89)	32.11				
地種区分未定地域					(793.46)	(965.42)				
計	64.35	(443.99)	10.91		38.85	(1,227.38)				
原生自然環境保全地域					(1,027.17)	60.10				
自然環境保全地域特別地区						(2,586.85)				
都道府県自然環境保全地域特別地区			(81.69)			(3,468.60)				
鳥獣保護区特別保護地区	(487.76)				(1,064.00)	(92.51)				
緑地保全地区										
風致地区			(5.35)							
特別母樹林										
史跡名勝天然記念物										
種の保存法による管理地区										
その他			(0.01)							
合計	(4,700.18)	13,501.08	(2,076.69)	8,690.98	(918.55)	922.01				
			13,600.20		(6,999.55)	20,058.32				
			(473.06)		(6,184.46)	16,562.22				

(面積：h.a)

区分	市町村						合計
	深浦町	西目屋村	大鵬町	中泊町	合計		
保	水源かん養保安林	27,998.13	20,069.80	7,269.59	8,943.15	117,438.33	
	土砂流出防備保安林	1,637.32		175.05	1,611.69	19,810.85	
	土砂崩壊防備保安林		38.46		109.77	238.07	
	飛砂防備保安林					1,076.78	
安	防風保安林						
	水害防備保安林						
	潮害防備保安林	25.42			51.75	77.17	
	干害防備保安林						
林	防霧保安林						
	防霧防止保安林						
	なだれ防止保安林						
	落石防止保安林						
	防火保安林						
	魚つき保安林						
	航行目標保安林	687.24			452.12	1,376.17	
	保健保安林						
	風致保安林						
	計	30,348.11	20,108.26	7,444.64	11,168.48	140,017.37	
保安施設地区		(0.03)			(0.23)		
砂防指定地	(65.37)	(74.20)	8.45	(8.28)	(830.86)		
特別保護地区					(1,634.21)		
第一種特別地域					(25.42)		
第二種特別地域					(2,532.27)		
第三種特別地域					(45.18)		
地種区分未定地域							
計	(531.43)				(4,237.08)		
特別保護地区					26.78		
第一種特別地域	(261.61)			(258.78)	251.46		
第二種特別地域	(1,177.41)	12.60		(60.07)	62.58		
第三種特別地域	(4,343.86)	60.10		(183.92)	170.63		
地種区分未定地域	993.44			(1,103.53)	380.85		
計	(6,314.31)	1,066.14		(1,606.30)	865.52		
第一種特別地域		(281.19)	(23.88)		(834.98)		
第二種特別地域		(816.85)	3.70	33.36	(2,015.67)		
第三種特別地域		(383.27)	0.82	19.08	(3,518.90)		
地種区分未定地域					157.19		
計		(1,487.31)	4.52	52.44	(6,369.55)		
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区	(2,411.36)	(1,498.32)			(7,378.28)		
都道府県自然環境保全地域特別地区		(271.06)	0.04	(12.75)	(458.01)		
鳥獣保護区特別保護地区				(493.40)	(2,045.16)		
緑地保全地区							
風致地区							
特別母樹林			(17.49)		(22.84)		
史跡名勝天然記念物							
種の保存法による管理地区							
その他					(0.01)		
合計	(8,791.04)	31,772.66	(3,330.92)	20,120.50	(967.87)	7,505.53	
				(2,120.73)	12,096.88	144,830.38	

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	材積							
	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総数	7,056	2,667	1,011	336	504	6,541	765	5,371
人工林	6,846	108	1,003	296	308	7	3	616
天然林	210	2,559	8	40	196	6,534	762	4,755

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	40.51
弘前市	9.71
五所川原市	0.16
平川市	8.02
西目屋村	12.57
大鰐町	5.16
中泊町	4.89

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区分	風水害				病虫害				雪害				獣類害			
	19	20	21	22	19	20	21	22	19	20	21	22	19	20	21	22
総数	2	1	8	1	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-
弘前市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
黒石市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大鰐町	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-
西目屋村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五所川原市	2	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
つがる市	-	-	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鱒ヶ沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
深浦町	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中泊町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-

資料 「東北森林管理局事業統計書」

注 「-」は被害なし、「0」は被害が1ha未満

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	専従 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森林 組合	総数		7,446	16	230,541	36,176	
	弘前市	弘前地方	5,402	6	170,566	22,390	
	五所川原市	北津軽	452	4	3,785	3,968	
	鱒ヶ沢町	つがる	1,592	6	56,190	9,818	
生産 森林 組合	総数		2,344	-	158,807	1,591	
	弘前市	清水森	84	-	235	9	
		悪戸	66	-	240	20	
		一野渡	152	-	5,320	57	
		下湯口	153	-	769	46	
		蒲の沢	150	-	167	16	
		湯口	95	-	960	28	
	黒石市	高館	151	-	13,260	124	
		馬場尻	213	-	7,020	109	
		小屋敷	25	-	8,680	70	
	平川市	板留	22	-	5,980	61	
		本町	75	-	2,970	149	
		切明	20	-	165	66	
	大鰯町	井戸沢	19	-	570	14	
		小和森	97	-	3,240	59	
		長峰	83	-	7,760	34	
	西目屋村	村市	65	-	9,278	103	
	五所川原市	前田野目	96	-	5,550	96	
	つがる市	出来島	127	-	1,270	32	
		越水	39	-	12,160	97	
		駒田	21	-	800	10	
		菰槌	214	-	56,469	38	
	深浦町	大間越	112	-	4,853	116	
岩崎		139	-	1,620	126		
黒崎		96	-	8,871	88		
松島		30	-	600	23		

資料 青森県団体経営改善課資料（平成23年3月31日）

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森林 組合名	販売部門		加工部門	森林整備 部 門	備 考
		うち林産事業			
総 数	65,962	57,590	3,969	651,685	
弘 前 地 方	51,144	50,732	-	233,791	
北 津 軽	-	-	-	106,236	
つ が る	14,818	6,858	3,969	311,658	

資料 青森県団体経営改善課資料（平成21事業年度）

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業	木材卸売業	木材・木製 品製造業
総 数	59	1	14
弘 前 市	4		3
黒 石 市	4	1	1
五所川原市	3		7
つ が る 市	5		1
平 川 市	3		2
鱒ヶ沢町	17		
深 浦 町	13		
西 目 屋 村			
藤 崎 町			
大 鰐 町	7		
田 舎 館 村			
板 柳 町			
鶴 田 町			
中 泊 町	3		

資料 林業及び木材卸売業は青森県林政課調べ、
木材・木製品製造業は平成21年度工業統計調査（経済産業省）による。

(3) 林業労働力の概況

単位：人、%

区 分	就業者数（15歳以上）			備 考
	総 数	うち林業	割 合	
総 数	220,492	407	0.18	
弘 前 市	82,965	44	0.05	
黒 石 市	19,375	43	0.22	
五所川原市	27,868	56	0.20	
つがる市	18,963	16	0.08	
平 川 市	18,556	31	0.17	
鱒ヶ沢町	5,786	49	0.85	
深 浦 町	4,770	43	0.90	
西目屋村	858	5	0.58	
藤 崎 町	8,540	5	0.06	
大 鰐 町	5,965	73	1.22	
田舎館村	4,499	5	0.11	
板 柳 町	8,790	3	0.03	
鶴 田 町	7,770	2	0.00	
中 泊 町	5,787	32	0.55	

資料 総務省統計局「平成17年国勢調査報告」

注 総数には「不詳」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位：台

機械種名	総数	備考
集材機	20	
リモコンウインチ	2	無線集材等による木寄せ機
自走式般器	4	リモコン操作による巻き上げ機器
運材車	26	林内作業車
集材用トラクター	44	
苗畑用トラクター	1	主として牽引式集材用
動力枝打器(自動木登式)	14	
動力枝打器(背負式等)	13	
フォークリフト	7	
フォークローダ	12	
クレーン付トラック	18	
グラップル付作業車	27	
グラップル付トラック	9	
トラクタショベル	2	搬出、育林用等にかかる土工用
ショベル系掘削機械	24	搬出、育林用等にかかる土工用
チェーンソー	325	
刈払機	331	携帯式刈払機
植穴掘器	7	
プロセッサ、グラップルソー	6	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	1	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	3	積載式集材車両
計	896	

資料 青森県林政課資料（平成23年3月31日）

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³ 実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	総数			主伐			間伐		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	952	853	90	296	286	97	656	566	86
針葉樹	838	783	93	219	235	107	619	549	89
広葉樹	114	69	61	77	52	67	37	17	47

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,113	352	32	462	161	35	651	191	29

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	55.5	9.8	18	2箇所	29箇所	-

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	-	-	-	-	9	-
水源かん養	-	-	-	-	9	-
災害防備	-	-	-	-	-	-
保健、風致の保存等	-	-	-	-	-	-

イ 保安施設地区の指定

該当なし

ウ 保安施設事業

単位 地区

	面積	
	計画	実行
総数	117	136

注 計画は10ヵ年分

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅，別荘，工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合計
-	-	-	-	67.95	67.95

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
-	0.14	29.19	29.33

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m³ 面積：ha 延長：km

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立 木材積	総数	総数	1,104	1,169	1,202	1,247	1,289	1,374	1,336	1,462
		針葉樹	1,067	1,094	1,116	1,173	1,199	1,284	1,241	1,361
		広葉樹	37	76	86	89	90	90	95	101
	主伐	総数	460	464	486	549	585	681	628	721
		針葉樹	423	390	409	468	501	596	538	623
		広葉樹	37	74	77	81	83	85	90	98
	間伐	総数	644	706	716	713	704	693	708	742
		針葉樹	644	704	707	704	697	688	703	738
		広葉樹	0	2	9	9	7	5	4	3
造林面積	総数	1,505	3,270	5,160	4,724	4,496	4,575	4,698	4,730	
	人工造林	1,120	1,288	1,204	1,323	1,414	1,505	1,439	1,339	
	天然更新	385	1,982	3,955	3,401	3,082	3,082	3,259	3,392	

注 小数点以下四捨五入のため総数と内訳は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：1,000m³

区 分	面 積													材積
	総 数	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級	21 齢級以上		
I 分期	総 数	151,074	583	1,601	6,525	15,295	22,663	11,442	4,180	3,215	4,786	5,323	75,462	24,248
	人工林	51,331	256	831	5,508	13,646	19,438	8,207	1,052	674	509	797	411	9,187
	育成単層林	49,215	251	799	5,508	13,319	18,706	8,015	901	510	339	540	327	8,820
	育成複層林	2,116	5	32	0	327	732	193	152	163	170	258	84	367
	天然林	99,743	327	770	1,017	1,649	3,224	3,234	3,128	2,541	4,277	4,526	75,050	15,061
	育成単層林	73	0	5	41	18	0	0	0	10	0	0	0	7
育成複層林	6,021	2	45	6	240	400	197	204	208	184	282	4,252	1,167	
天然生林	93,648	325	720	969	1,391	2,824	3,037	2,924	2,323	4,093	4,243	70,799	13,887	
II 分期	総 数	150,586	1,702	992	2,718	10,874	21,795	15,399	6,500	3,321	4,045	4,980	78,261	24,794
	人工林	50,811	1,214	443	1,830	9,802	19,170	12,740	2,740	827	499	640	905	9,612
	育成単層林	48,722	1,214	420	1,821	9,733	18,532	12,237	2,650	684	337	417	676	9,265
	育成複層林	2,089	0	23	9	69	638	504	91	143	161	223	229	347
	天然林	99,775	488	549	888	1,072	2,625	2,658	3,760	2,495	3,546	4,339	77,355	15,182
	育成単層林	40	0	0	15	2	14	0	0	0	10	0	0	7
育成複層林	6,155	2	43	2	35	444	282	232	145	327	259	4,384	1,244	
天然生林	93,579	486	506	871	1,035	2,168	2,377	3,527	2,350	3,209	4,080	72,971	13,931	
III 分期	総 数	148,599	3,322	554	1,593	6,464	15,015	21,329	9,881	4,012	4,144	5,517	76,767	25,865
	人工林	50,637	2,456	228	824	5,535	13,505	18,299	6,801	937	613	474	966	10,203
	育成単層林	48,516	2,399	223	797	5,535	13,178	17,567	6,609	791	453	317	646	9,845
	育成複層林	2,121	57	5	27	0	327	732	192	145	159	157	320	358
	天然林	97,962	866	326	769	929	1,511	3,031	3,080	3,075	3,531	5,043	75,802	15,662
	育成単層林	60	20	0	5	12	14	0	0	0	10	0	0	8
育成複層林	6,414	0	2	45	6	240	490	197	205	822	688	3,720	1,442	
天然生林	91,488	846	324	720	911	1,257	2,541	2,883	2,870	2,699	4,354	72,082	14,212	
IV 分期	総 数	148,890	3,557	1,702	992	2,642	10,697	21,267	13,904	5,911	5,630	6,464	76,122	27,164
	人工林	50,398	2,614	1,214	443	1,830	9,736	18,519	11,405	2,255	711	470	1,199	10,681
	育成単層林	48,197	2,456	1,214	420	1,821	9,667	17,881	10,902	2,166	577	316	777	10,311
	育成複層林	2,201	159	0	23	9	69	638	504	89	134	155	422	371
	天然林	98,492	943	488	549	812	961	2,747	2,499	3,657	4,919	5,994	74,924	16,483
	育成単層林	106	70	0	0	15	2	11	0	0	0	8	0	7
育成複層林	7,805	0	2	43	2	35	733	282	232	1,393	1,804	3,279	1,901	
天然生林	90,582	873	486	506	796	924	2,004	2,217	3,425	3,526	4,182	71,645	14,575	
V 分期	総 数	149,015	3,553	3,322	554	1,530	6,293	14,869	19,930	8,604	6,925	7,088	76,348	28,168
	人工林	50,088	2,678	2,456	228	824	5,466	13,104	17,073	5,650	836	589	1,184	11,042
	育成単層林	47,796	2,461	2,399	223	797	5,466	12,777	16,341	5,460	698	439	735	10,659
	育成複層林	2,292	217	57	5	27	0	327	731	190	139	150	449	382
	天然林	98,928	876	866	326	705	827	1,766	2,857	2,954	6,088	6,499	75,164	17,126
	育成単層林	157	107	20	0	5	12	8	0	0	0	6	0	8
育成複層林	8,998	0	0	2	45	6	617	490	197	1,684	2,550	3,407	2,219	
天然生林	89,773	769	846	324	656	809	1,141	2,368	2,757	4,404	3,943	71,757	14,899	
VI 分期	総 数	149,033	3,763	3,557	1,702	946	2,505	10,670	20,167	12,242	8,411	7,836	77,232	29,091
	人工林	49,844	2,895	2,614	1,214	443	1,782	9,442	17,570	9,884	1,892	692	1,414	11,304
	育成単層林	47,458	2,653	2,456	1,214	420	1,773	9,373	16,932	9,392	1,809	565	870	10,909
	育成複層林	2,386	243	159	0	23	9	69	638	492	83	127	544	395
	天然林	99,188	868	943	488	503	723	1,228	2,597	2,358	6,520	7,144	75,818	17,787
	育成単層林	207	111	70	0	0	15	2	5	0	0	0	4	10
育成複層林	10,010	0	0	2	43	2	401	733	282	1,650	2,706	4,191	2,499	
天然生林	88,972	757	873	486	460	707	825	1,859	2,076	4,869	4,438	71,622	15,279	
VII 分期	総 数	148,672	3,930	3,553	3,322	525	1,437	6,347	14,192	18,206	10,237	8,881	78,041	29,923
	人工林	49,419	3,082	2,678	2,456	228	805	5,231	12,533	15,502	4,546	815	1,544	11,426
	育成単層林	46,952	2,830	2,461	2,399	223	778	5,231	12,206	14,785	4,379	682	979	11,019
	育成複層林	2,467	252	217	57	5	27	0	327	718	167	133	565	407
	天然林	99,253	848	876	866	297	632	1,117	1,659	2,704	5,691	8,066	76,497	18,496
	育成単層林	260	114	107	20	0	5	8	4	0	0	0	3	13
育成複層林	10,878	0	0	0	2	45	389	617	490	1,562	2,943	4,830	2,809	
天然生林	88,115	734	769	846	295	583	719	1,038	2,214	4,129	5,123	71,665	15,674	
VIII 分期	総 数	149,266	3,940	3,763	3,557	1,667	881	2,746	10,213	18,469	13,540	11,149	79,340	31,140
	人工林	49,170	3,105	2,895	2,614	1,214	429	1,672	9,073	16,003	8,529	1,823	1,812	11,606
	育成単層林	46,647	2,866	2,653	2,456	1,214	406	1,663	9,004	15,386	8,079	1,745	1,175	11,185
	育成複層林	2,523	238	243	159	0	23	9	69	617	450	78	637	421
	天然林	100,096	835	868	943	452	452	1,074	1,140	2,466	5,011	9,326	77,529	19,534
	育成単層林	313	121	111	70	0	0	7	1	2	0	0	2	17
育成複層林	12,497	0	0	0	2	43	439	401	733	1,636	3,775	5,468	3,504	
天然生林	87,285	715	757	873	450	409	627	738	1,731	3,375	5,551	72,059	16,012	
IX 分期	総 数	149,163	3,792	3,930	3,553	3,251	478	1,846	5,901	13,061	19,400	13,009	80,942	32,144
	人工林	48,781	2,949	3,082	2,678	2,456	214	740	4,870	11,495	13,989	4,368	1,942	11,730
	育成単層林	46,231	2,732	2,830	2,461	2,399	209	713	4,870	11,189	13,331	4,219	1,278	11,294
	育成複層林	2,550	217	252	217	57	5	27	0	306	658	148	664	436
	天然林	100,382	843	848	876	795	265	1,106	1,031	1,566	5,412	8,641	79,000	20,414
	育成単層林	376	129	114	107	20	0	1	2	1	0	0	1	23
育成複層林	13,548	0	0	0	0	2	587	389	617	1,936	3,836	6,181	3,990	
天然生林	86,458	714	734	769	775	262	518	639	947	3,476	4,805	72,818	16,401	

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

7 その他

(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	計画期間	備 考
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成14年3月31日	8年	
平成8年12月	經常樹立	自 平成9年4月1日 至 平成19年3月31日	10年	
平成9年12月	一斉変更	自 平成9年4月1日 至 平成19年3月31日	10年	
平成10年12月	一斉変更	自 平成9年4月1日 至 平成19年3月31日	10年	
平成13年12月	經常樹立	自 平成14年4月1日 至 平成24年3月31日	10年	
平成15年12月	一斉変更	自 平成14年4月1日 至 平成24年3月31日	10年	
平成18年12月	經常樹立	自 平成19年4月1日 至 平成29年3月31日	10年	
平成22年12月	一斉変更	自 平成19年4月1日 至 平成29年3月31日	10年	
平成23年12月	經常樹立	自 平成24年4月1日 至 平成34年3月31日	10年	

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	飯島 康夫	平成23年4月～12月
流域管理指導官	小森 哲也	平成23年5月～12月
自然遺産保全調整官	新屋敷 哲也	平成23年4月～12月
計画課長補佐	加藤 重義	平成23年4月～12月
森林施業調整官	相馬 勝則	平成23年4月～12月
企画官	加賀 誠	平成23年4月～12月
企画係長	工藤 信彦	平成23年4月～12月
経営計画第一係長	見市 貴司	平成23年4月～7月
経営計画第一係	安藤 菜穂	平成23年4月～5月
経営計画第二係長	剣持 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第三係長	鈴木 春美	平成23年4月～5月
経営計画第三係長	中村 誠	平成23年5月～12月
経営計画第四係長	松浦 博文	平成23年4月～5月
経営計画第四係長	田畑 良輝	平成23年5月～12月
経営計画第五係長	香川 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第六係長	太田 正孝	平成23年4月～12月
計画課付	高橋 茂	平成23年5月～12月
計画課付	高橋 良次	平成23年8月～12月